

報告第 4 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

損害賠償額の決定について

市有施設の管理の瑕疵に基づく物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額 442, 573 円

相手方 小松島市坂野町在住の男性及び女性

事故発生年月日 平成 30 年 9 月 4 日

事故発生場所 小松島市坂野町字種井

事故の概要

平成 30 年台風第 21 号の影響により、解体予定であった旧坂野中学校の屋上アスファルト防水が飛散し、相手方家屋の屋根瓦、雨どい、倉庫シャッターに損傷を与えたもの。

平成 30 年 11 月 16 日 専決第 16 号

小松島市長 濱田 保徳